



事務連絡
令和6年11月19日

日本歯科医師会
日本薬剤師会
日本看護協会
日本栄養士会
国民健康保険中央会
日本糖尿病学会
日本糖尿病協会
日本腎臓学会
日本腎臓病協会

御中

厚生労働省保険局国民健康保険課

糖尿病性腎症重症化予防に関する事業実施の手引きの一部訂正について

国民健康保険の保健事業の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り厚く御礼申しあげます。

「糖尿病性腎症重症化予防に関する事業実施の手引きの送付について」（令和6年3月28日事務連絡）において、改定を通知したところですが、糖尿病性腎症重傷化予防プログラムの一部訂正等に伴い、糖尿病性腎症重症化予防に関する事業実施の手引きについても、別添のとおり訂正し、自治体宛に事務連絡を発出いたしました。

つきましては、貴団体におかれましても、会員等に周知いただきますようお願いいたします。

なお、下記、厚生労働省ホームページに掲載しております本手引きは、訂正後のファイルに変更済みです。

○ 掲載ホームページ URL

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuuhoken/hokenjigyuu/index_00011.html

【問い合わせ先】

厚生労働省保険局国民健康保険課 保健事業担当
TEL : 03-5253-1111 (内線 3255)
E-mail : kokuho-hoken@mhlw.go.jp